

西宮市日中サービス支援型指定共同生活援助事業外部評価協議会への報告・協議会からの評価等に関する実施要綱

(目的)

第1条 西宮市日中サービス支援型指定共同生活援助事業外部評価協議会(以下、「協議会」という。)への報告・協議会からの評価等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)に定めるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(協議会への定期報告)

第2条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者(以下、「事業者」という。)は年に1回以上、協議会に対し、事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等(当該要綱上、「評価等」という。)を受けるとする。

- 2 事業者は、市長が指定する期日までに、様式1、様式2及び様式3に必要事項を記入し、市へ提出すること。
- 3 事業者は、前項の様式を踏まえ、市長が指定する日に、事業の実施状況等について、協議会に対して、説明を行うとともに、協議会の委員からの質問に応じること。
- 4 事業者は、第4条の協議会における評価等を尊重し、当該事業における質の向上するように努めること。

(指定申請時の対応)

第3条 市長が必要と認める場合、事業所を設置しようとする者(以下、「設置者」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年1月7日法律第123号)第36条第1項の事業の指定申請にあたり、協議会に対し、運営方針や活動内容等を説明の上、協議会による評価等を受けるとする。

- 2 設置者は、市長が指定する期日までに、様式4及び様式5に必要事項を記入し、市へ提出すること。
- 3 設置者は、前項の様式を踏まえ、市長が指定する日に、事業の運営方針等について、協議会に対して、説明を行うとともに、協議会の委員からの質問に応じること。
- 4 設置者は、第4条の協議会における評価等を尊重し、当該事業における質の向上するように努めること。

(協議会による評価)

第4条 協議会は、第2条第3項及び前条第3項に基づく説明に対して、評価等を行わなければならない。

2 協議会が必要と認める場合は、協議会の委員は事業所へ訪問し、当該説明を受け、評価等を実施するものとする。

(記録の保管等)

第5条 協議会における評価等を受けた事業者又は設置者(以下、「事業者等」という。)は、その報告内容及びそれに対する評価等についての記録を整備し、5年間保存すること。

2 事業者等は、個人情報の保護に留意しつつ、前項で規定する報告内容及び評価等の記録並びに事業の運営状況を積極的に公表すること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものを除くほか協議会への報告・評価等の実施に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する